

中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定による認定様式（イ）・必要書類のご案内

本認定を受けると、信用保証協会では一般枠とは別枠での保証が受けられます。ただし、必ず保証が受けられるわけではありません。信用保証協会の審査がありますのでご了承ください。

●認定条件

- 1) 町田市内で事業を営んでいる事業者

法人：本店所在地が町田市内であること	個人：営業の本拠地が町田市内であること
--------------------	---------------------

- 2) 経済産業大臣の指定業種を営んでいること

●認定要件

使う様式	認 定 要 件
イ-①	以下の全てを満たしていること 1) 指定業種に属する事業のみ行っている、又は兼業者であって行っている事業が全て指定業種に属する事業者 2) 最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少している
イ-②	以下の全てを満たしていること 1) 兼業者であり、主たる事業（最近1年間で最も売上高等の大きい事業）が指定業種に属している事業者 2) 企業全体の最近3か月の売上高等が前年同期と比較して5%以上減少している 3) 主たる業種の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少している
イ-③	以下の全てを満たしていること 1) 指定業種に属する事業を 一つ以上 行っている（主たる事業かどうかは問いません） 2) 企業全体の最近3か月の売上高等が前年対比較5%以上減少している 3) 指定業種の最近3か月の売上高等が前年同期比で減少等している 4) 企業全体の最近3か月の前年同期の売上高等に対する、指定業種の売上高等の減少額等の割合が5%以上である

●提出書類等

法 人	個 人
1 認定申請書（指定様式）実印を押して頂きます	1 認定申請書（指定様式）実印を押して頂きます
2 売上高明細表（指定様式） 該当するイ-①、イ-②、イ-③のいずれか	2 売上高明細表（指定様式） 該当するイ-①、イ-②、イ-③のいずれか
3 町田市内に事業所等があることを客観的に確認できるもの 履歴事項全部証明書 （発行後3か月以内、コピー可 登記情報提供サービスから出力したものは不可） <町田市内に事業所等があることを「履歴事項全部証明書」で確認できない場合> 営業許認可証、賃貸契約書、事業活動を行っていることが確認できる URL 画面のコピー等、町田市内に事業所等があることが確認できる書類を履歴事項全部証明書と併せてご提出ください。	3 町田市内に事業所等があることを客観的に確認できるもの 直近の確定申告書及び青色申告決算書又は収支内訳書のコピー（電子申告の場合は、別途「メール詳細」が必要）
4 委任状（金融機関等が代理申請する場合のみ）	4 委任状（金融機関等が代理申請する場合のみ）

※売上高等を確認する書類として、月別試算表・売上台帳・売上明細書、法人事業概況説明書、確定申告書等があります。